住吉公園　便益施設等整備運営事業

（Ｐ－ＰＦＩ型施設整備）

公募設置等指針

令和３年７月

大阪府都市整備部

目　　次

[第１章　事業の概要 1](#_Toc76070928)

[１．事業の目的 1](#_Toc76070929)

[２．住吉公園の概要 1](#_Toc76070930)

[３．事業概要 2](#_Toc76070931)

[４．認定計画提出者と公園管理者の費用負担及び役割分担 3](#_Toc76070932)

[５．事業期間 4](#_Toc76070933)

[６．スケジュール 4](#_Toc76070934)

[第２章　事業の実施条件等 5](#_Toc76070935)

[１．公募対象公園施設、特定公園施設の種類 5](#_Toc76070936)

[２．規模及び設置可能区域の範囲 5](#_Toc76070937)

[３．公募対象公園施設に係る基本的条件 5](#_Toc76070938)

[（１）整備に関する条件 5](#_Toc76070939)

[（２）管理運営に関する条件 6](#_Toc76070940)

[４．特定公園施設に係る基本的条件 7](#_Toc76070941)

[５．公募対象公園施設の設置の開始の時期 8](#_Toc76070942)

[６．公募対象公園施設の使用料の額の最低額 8](#_Toc76070943)

[７．認定の有効期間 8](#_Toc76070944)

[８.公募の実施に関する事項等 9](#_Toc76070945)

[（１）公募への参加資格等 9](#_Toc76070946)

[（２）申請手続 10](#_Toc76070947)

[（３）公募設置等計画等の評価、設置等予定者候補の選定、設置等予定者の決定 14](#_Toc76070948)

[（４）公募設置等計画の認定 18](#_Toc76070949)

[（５）認定公募設置等計画の変更 18](#_Toc76070950)

[（６）認定公募設置等計画の取消し 18](#_Toc76070951)

[（７）基本協定の締結等 18](#_Toc76070952)

[（８）リスク分担等 19](#_Toc76070953)

[（９）事業評価 21](#_Toc76070954)

[（10）事業破綻時の措置 21](#_Toc76070955)

[（11）事業内容の変更 21](#_Toc76070956)

[第３章　その他の条件等 21](#_Toc76070957)

[１．国有地に関する条件 21](#_Toc76070958)

[２．工事中の条件 22](#_Toc76070959)

[３．法規制等 22](#_Toc76070960)

■用語の定義

|  |  |
| --- | --- |
| 公募設置管理制度（Ｐａｒｋ-ＰＦＩ（以下「Ｐ－ＰＦＩ」という。）） | ・平成29年の都市公園法（以下「法」という。）改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 |
| 公募対象公園施設 | ・法第５条の２第１項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第５条第１項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場等 |
| 特定公園施設 | ・法第５条の２第２項第５号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 |
| 公募設置等指針 | ・Ｐ－ＰＦＩの公募に当たり、法第５条の２の規定に基づき、公園管理者が各種募集条件等を定めたもの（本資料）。 |
| 公募設置等計画 | ・法第５条の３の規定に基づき、Ｐ－ＰＦＩに申請する民間事業者等が、公募対象公園施設の設置又は管理に関して公園管理者に提出する計画。 |
| 認定公募設置等計画 | ・法第５条の５第１項の規定に基づき、公園管理者の認定を受けた公募設置等計画。 |
| 設置等予定者 | ・審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。 |
| 認定計画提出者 | ・公園管理者が、法第５条の５の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。 |
| 設置許可 | ・法第５条第１項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可。 |
| 公園指定管理者 | ・住吉公園のＰ－ＰＦＩ区域を除く区域を管理運営する指定管理者。・令和５年４月から令和10年３月までを指定期間とする公園指定管理者の公募を令和４年度に実施する予定。以降５年毎に公募を実施する予定。 |

# 第１章　事業の概要

## １．事業の目的

　大阪府（以下「府」という。）が設置する都市公園（以下「府営公園」という。）では、これまで18公園で指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした効果的で効率的な管理運営を進めてきました。今後は、民間事業者のアイデアや活力をより積極的に活用し、公園の魅力向上を進めていく必要があります。

本公募の対象である住吉公園では、日本最古の公園の一つとしての歴史的な資産や景観を活用し、隣接する住吉大社と一体となって、観光客を含めた新たな利用者を誘致するとともに、地域住民の憩いや散策の場として、さらに機能を充実していくことが求められています。

　このため、平成29年の法改正により新たに設けられた公募設置管理制度（Ｐ－ＰＦＩ）に基づき、利用者ニーズが高いカフェやレストラン等の飲食機能を主体とする便益施設とその便益施設の収益を活用し、公園利用者の利便性がより一層向上するウッドデッキ、固定式テーブル・イスやパーゴラ等の休養施設等の整備を一体的に行う者を公募いたします。

　民間事業者の独創的なアイデアと活力により、住吉公園の魅力を高め、観光客を含めた幅広い利用の活性化に繋がるとともに、地域の公園利用者にとっても、さらなる利便性の向上に繋がることを期待します。

なお、府では、府営公園の基本的な整備・管理・運営の方向性を示した「大阪府営公園マスタープラン」と住吉公園における具体的な取組の方策等を示した「住吉公園マネジメントプラン（案）」を策定しております。申請に当たってはこれらプランの内容を理解し、その目標の実現に向けた提案をお願いします。

## ２．住吉公園の概要

　住吉公園は、明治６年に太政官布達によって開設された大阪では最も古い公園の一つであり、令和５（2023）年に開設150周年を迎えます。全国的にも有名な住吉大社に隣接しており、府民の憩いの場として親しまれています。

　住吉大社の表参道であった「汐掛道」が公園の中央部を東西に走り、鎌倉時代に創建された日本最古の灯台とされる「高灯篭」が立地するなど、歴史が感じられる公園となっており、「日本の歴史公園100選」にも選ばれています。

　また、野球場や運動場などの運動施設、児童遊戯場、心字池や花と水の広場、桜広場などの多様な施設があり、スポーツやレクリエーション、散策などに幅広く利用されています。

　南海本線の住吉大社駅に近接するなど交通の便も良く、大都市部における貴重なみどりの空間として、歴史的資産や修景施設、運動施設など多様な施設が充実した公園として、府民に親しまれています。



**公募対象範囲**

児童遊戯場

心字池

体育館

高灯篭

テニスコート

軟式野球場

桜広場

運動場

汐掛道

花と水の広場

住吉公園全体図

≪住吉公園マネジメントプラン（案）（抜粋）≫

【目標像】

「日本最古の公園の一つとして、歴史が息づくレクリエーションの場となる公園」

【運営管理の方針】

　　○国際的な観光拠点となる公園づくり

　　○多様な施設と都心の貴重なみどり空間を活かして心身の健康づくりを支援

　　○地域で活動する各種団体と積極的に連携

　　○ユニバーサルデザインの充実

　　○水とみどりのネットワークを実現する身近な自然の保全・再生・創出

## ３．事業概要

公募対象範囲は、以下の特徴を持つ空間となっており、この空間を活用し、利用者ニーズが高いカフェやレストランなどの飲食機能を主体とする便益施設（以下「公募対象公園施設」という。）を民間事業者の活力やノウハウを活かし設置していただきます。

　併せて、公募対象公園施設から生ずる収益を活用し、公園利用者の利便性がより一層向上するよう、ウッドデッキ、固定式テーブル・イスやパーゴラ等の休養施設、芝生広場などの園路広場、花壇などの修景施設等（以下「特定公園施設」という。）を整備していただきます。

さらには、公募対象公園施設、特定公園施設の管理運営に留まることなく、住吉公園全体の魅力向上や地域との連携に関する取組を実施していただきます。

これらを一体的に実施することにより、都心の貴重なみどりを楽しみながらくつろぎ、憩うことができる空間の創出を図ります。

【公募対象範囲の特徴】

・南海本線住吉大社駅に近接する住吉公園のエントランスとなる空間

・公園利用者の動線であり、地域住民の通過による人の流れも多い、歴史的な資産や景観を有する「汐掛道」に沿った空間

・噴水と一体となった花壇の広場である「花と水の広場」や桜広場など都心で貴重なみどりを楽しめる空間

・利用者が多い（特に自転車での来園が多い）児童遊戯場に近接した空間

## ４．認定計画提出者と公園管理者の費用負担及び役割分担

　認定計画提出者には、公募対象公園施設の整備及び管理運営、特定公園施設の整備及び管理を行っていただきます。

なお、本事業の区域を除く公園全体の管理は、別途公園指定管理者が行います。令和５年４月から令和10年３月までを指定期間とする公園指定管理者の公募は令和４年度に実施する予定です（以降５年ごとに公募を実施する予定）。

【イメージ】

【公募対象公園施設】

飲食機能を

主体とする

便益施設

【公募対象範囲】

住吉公園

【特定公園施設】

ベンチ等の休養施設等

【別途公園指定管理者による管理運営】

【費用負担及び役割分担】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 公募対象公園施設 | 特定公園施設 |
| 整備（計画・設計から工事までを含む。） | 実施主体 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者 |
| 費用負担 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者 |
| 府と認定計画提出者との関係 | 設置許可 | 施設の譲渡契約 |
| 管理・運営 | 実施主体 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者 |
| 財産管理 | 認定計画提出者 | 府 |
| 費用負担 | 認定計画提出者※認定公募設置等計画に定められた許可使用料を負担 | 認定計画提出者※許可使用料はなし |
| 府と認定計画提出者との関係 | 設置許可 | 管理協定 |

## ５．事業期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、認定日から20年間とします。なお、公募対象公園施設の 設置許可の期間は、当初10年以内とし、認定の有効期間内に更なる許可申請があった場合、１回に限り許可の更新が可能です。その場合も更新許可の期間は10年以内とします。

公募対象公園施設は原則令和５年４月までに開業してください。

　なお、認可期間終了時までに認定計画提出者の所有する物件等を認定計画提出者の負担により撤去し、施設を設置許可する前の状態に回復してください。この場合、認定計画提出者は一切の補償を府に請求することはできません。ただし、府が現状のままで寄付を受け入れることを承認した施設を除きます。

【事業期間と公募対象公園施設等の設置許可期間の関係（想定）】

設計・工事準備

工事

公募対象公園施設の供用

▼設置許可

R4.4（予定）

R5.4まで

R24.3

公募設置等計画の認定の有効期間（20年）

設置許可期間（当初10年以内＋更新10年以内）

撤去

▼計画の認定

## ６．スケジュール

公募及び事業のスケジュールは以下の予定です。ただし、都合により変更となる場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 時期 |
| 公募設置等指針の公表 | 令和３年７月15日（木） |
| 事前説明会参加申込期限 | 令和３年７月28日（水） |
| 事前説明会 | 令和３年７月29日（木） |
| 質問の受付 | 令和３年７月15日（木）～令和３年８月６日（金） |
| 質問に対する回答期限 | 令和３年８月20日（金） |
| 公募設置等計画等の提出 | 令和３年10月14日（木）～令和３年10月20日（水） |
| 公募設置等予定者の決定 | 令和３年12月（予定） |
| 基本協定の締結 | 令和４年３月（予定） |

# 第２章　事業の実施条件等

## １．公募対象公園施設、特定公園施設の種類

公募対象公園施設は、法第５条の２第１項及び法施行規則第３条の３に規定されている便益施設とし、飲食機能を主体とした施設とします。

　また、特定公園施設は、公募対象公園施設の周辺に設置することで公園利用者の利便性が一層向上する施設として、ウッドデッキ、固定式テーブル・イス、あずまや等の休養施設、芝生広場等の園路広場、花壇等の修景施設等としてください。

## ２．規模及び設置可能区域の範囲

　・公募対象公園施設建築可能面積：400ｍ２以下

　・公募対象公園施設及び特定公園施設の設置可能区域範囲：別添「公募対象範囲図」参照

公募対象範囲図のエリア①（約1,100ｍ２）及びエリア②（約600ｍ２）の中で、使用する区域を提案し、その中で公募対象公園施設及び特定公園施設を整備してください。

## ３．公募対象公園施設に係る基本的条件

### （１）整備に関する条件

①　府が指定する公募対象範囲内で、公募対象公園施設として、飲食機能を主体とする便益施設を設置してください。

②　ＩＣＴ等新技術を活用し公園利用者が情報収集やＳＮＳによる情報発信等ができるよう、デジタルサイネージやＷｉ－Ｆｉ等の通信環境の整備などについて提案してください。

③　建物の建築面積は、最大400ｍ２までとし、平屋建てとしてください。

④　歴史資産及び景観を有する住吉公園にふさわしい魅力的な景観形成に資する施設（建物、外構、看板等）のデザインや素材、色彩としてください。

⑤　汐掛道は、公園から住吉大社に続く景観軸であるため、施設の配置に当たっては一定の距離をセットバックし、石畳や燈籠などの歴史的な資産及び景観との調和に十分配慮してください。

⑥　施設設置に当たり支障となる構造物や樹木の撤去、移設等については、府と協議の上、実施してください。撤去、移設に要する費用は、認定計画提出者に負担していただきます。

　公募対象範囲のエリア①にある売店２棟を撤去する提案は可能とします。また、エリア②にある立体花壇の移設や機能付加を行う提案も可能とします。

⑦　公募対象範囲のエリア①に整備する場合は、副園路の代替ルートの確保（公募対象公園施設の範囲内に設けることも可）やマツの木の存置が必要です。

⑧　大阪府都市公園条例（昭和32年大阪府条例第30号。以下「条例」という。）及び大阪府福祉のまちづくり条例（平成４年大阪府条例第36号）に適合し、バリアフリー、ユニバーサルデザインに十分に配慮した設計としてください。

⑨　施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりを作らないよう安全性・防犯性に配慮してください。

⑩　施設の整備に当たっては、事前に施設の詳細について府と協議し、承諾を得る必要があります。

⑪　施設設置に係る法的諸手続（建築確認申請等）は、認定計画提出者が行ってください。

⑫　施設設置に係る造成、整地及び建設（内装・設備含む。）、インフラ整備（上下水道、電気、ガス、電話等）は、認定計画提出者が施工、費用負担するものとします。施工に当たっては、認定計画提出者自らにより公園区域外から引き込み、接続することを基本とします。

上水道については、容量に余裕がある場合、公園内の既設水道管からの引込、下水道については、公園内の既設菅への接続が可能です。ただし、公園内での工事等による影響で一時的に公募対象公園施設へ供給できなくなる事態が生じても、認定計画提出者はそれに係る一切の補償を府に請求することはできません。なお、接続に当たっては、府と協議の上、その指示に従ってください。

⑬　公園内の既設管へ接続する場合、認定計画提出者が設置する子メーターの指示値により計測した使用量に応じて公園指定管理者が算出した額を公園指定管理者が指定する方法により、期限までに公園指定管理者に支払ってください。また、認定計画提出者が公園内の設置許可区域を超えるエリアに設置したインフラ設備については、占用許可申請及び占用許可使用料が必要となります。

⑭　電力供給事業者等の関係機関との協議及び手続は、認定計画提出者が自ら行ってください。（事業提案前にも、その内容が実現可能であるか確認してください。）

⑮　屋外における自動販売機の設置については、不可とします。

### （２）管理運営に関する条件

　①　公園利用者の利便性を考慮し、通年営業を基本とします。また、営業時間は原則８時～21時までの時間帯内で設定し、それ以外の時間帯で営業する場合は府と協議してください。ただし、恒常的な深夜営業は不可とします。

　②　公園全体の管理運営やイベントを行う公園指定管理者と日常から積極的に連携してください。

　③　公園指定管理者が事務局となり公園に関わる団体で構成する協議会に参画し、公園指定管理者をはじめ関係団体と積極的に連携してください。

④　持続的に運営可能な事業計画としてください。

⑤　公園利用者が利用しやすく、公園利用者と地域住民の安全・安心に配慮した管理運営としてください。

⑥　ホスピタリティのあるサービスを確保してください。また、高齢者、子ども連れ、障がい者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。

⑦　事業期間中に発生する音・振動・におい等については、周辺の環境に配慮してください。

⑧　喫煙については、原則不可とします。

⑨　アルコール販売については、府との協議により認めます。

⑩　テイクアウト形式の飲食の提供については、府との協議により認めます。

⑪　公園利用者が店舗を利用することによって生じる公園内のゴミの回収等については、認定計画提出者が相応の負担を負うものとします。

⑫　年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制としてください。

⑬　地震・火災等災害時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制としてください。

⑭　営業時間中の荷捌き等について、公園内に車両を進入させる際には事前に公園指定管理者と協議してください。また、公園利用者の安全及び公園施設の維持管理に支障が生じないよう配慮してください。

⑮　荷捌き等の一時的な停車を除き、従業員及び関係者の駐車場は公園区域外に別途確保してください。従業員及び関係者の駐車は、設置許可を受ける範囲であっても原則認めません。

⑯　運営期間が20年間と長期にわたることから、公募対象公園施設の管理運営のみに留まることなく、住吉公園全体の魅力向上や地域との連携に関し、公募対象公園施設を活用した取組について提案してください。

　（例）

　　【住吉公園全体の魅力向上】

・住吉公園の魅力や公益性を高めるイベントや教養的なワークショップなどの実施

・住吉公園の歴史や魅力などの情報発信

【地域との連携】

・地域住民が住吉公園を中心に実施している緑化活動や清掃活動への協力

・防犯カメラの設置やこども110番への協力などの防犯対策

・災害時における対応

・住吉大社が公園内で行っている行事への協力

⑰　日別の利用者数や月別の売上額、公園の魅力向上や地域との連携に関する取組状況の報告などを記載した事業報告書を、毎年、定められた時期に提出していただきます。

## ４．特定公園施設に係る基本的条件

　①府が指定する公募対象範囲内で、公募対象公園施設の周辺に設置することで公園利用者の利便性が一層向上する特定公園施設として、ウッドデッキ、固定式テーブル・イス、あずまや等の休養施設、芝生広場等の園路広場、花壇等の修景施設等の整備について提案してください。

　②特定公園施設の整備及び管理に要する費用は、認定計画提出者が全額負担することとし、公募対象公園施設から見込まれる収益等により賄ってください。

　　施設は府に譲渡いただくため、許可使用料は発生しません。

　③特定公園施設は、公募対象公園施設と同時に供用開始ができるよう工事を行ってください。工事完了後、府による完了検査を行います。検査に合格した後、府と譲渡契約を締結し、特定公園施設を府に無償譲渡していただきます。また、別途管理協定を締結し、管理は認定計画提出者に行っていただきます。

　④特定公園施設の整備に当たっては、前記３．公募対象公園施設に係る基本的条件（１）整備に関する条件④～⑪の内容を遵守してください。

　⑤特定公園施設の整備に当たっては、府が定める「測量業務共通仕様書」、「設計業務等共通仕様書」、「土木請負工事必携」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事共通仕様書附則」及び「土木工事施工管理基準」に基づき実施してください。これらに定めのない事項については、府と協議の上、適切に施工してください。

　⑥特定公園施設の管理に当たっては、利用者の利便性や安全・安心に配慮した管理を行ってください。

## ５．公募対象公園施設の設置の開始の時期

公募対象公園施設は原則令和５年４月までに開業してください。

なお、公募対象公園施設の設置許可は、工事着手前までに受けてください。

## ６．公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置許可面積に対して、自ら提案した設置許可使用料単価を乗じた額を、設置許可使用料として府へ支払っていただきます。

なお、設置許可面積には、建築物の範囲以外に、独占的に使用する範囲の面積も含まれるものとします。設置許可面積は、最終的な認定公募設置等計画に基づき決定します。

設置許可使用料単価は、以下の最低額以上としてください。

設置許可使用料単価の最低額：2,700円／ｍ２・年

　ただし、条例の改正により使用料の額が改定され、提案した使用料の額が条例で定める使用料の額を下回ることになった場合は、改正後の条例で定める使用料の額を適用します。

設置許可使用料は、年度ごとに府が発行する納入通知書により支払っていただきます。

原則として、設置許可時又は設置許可更新時に当該年度分を支払っていただき、次年度以降は府の指定する期日までに１年分を支払っていただきます。

許可日の属する年度又は許可終了年度で、使用期間が１年に満たない場合は、月割計算とします。また、１か月未満の取扱いについては、１か月分の使用料を支払うこととし、円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとします。

## ７．認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、認定日から20年間とします。有効期間には、設計、工事、撤去等に要する期間を含みます。

## ８.公募の実施に関する事項等

### （１）公募への参加資格等

ア　申請者の資格

次の要件を満たす会社法（平成17年法律第86号）上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人、公益財団法人を含む。）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）上の特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体（以下「法人等」という。）若しくは複数の法人等が構成するグループであること。

　　なお、グループを構成する法人等（以下、個別に又は総称して「構成団体」という。）の中から「代表構成団体」を定めるものとする。

①日本国内に営業所又は事務所を有していること。

②府税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

③申請法人等又は申請グループの構成団体のうち、公募対象公園施設の管理運営の役割に当たる少なくとも１者は、飲食店の経営実績を有すること。

④次の(ｱ)から(ｵ)までのいずれにも該当しないこと。

(ｱ)地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定により本府又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から２年を経過しない者。なお、指定を取り消されたグループの構成員であった法人等について、その取消しの日から２年を経過しない場合は、その法人等が指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しないものとみなす。

(ｲ)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者

(ｳ)民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者及びその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

(ｴ)公募設置等指針の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

(ｵ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則（平成23年大阪府公安委員会規則第３号）第３条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

　なお、複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、上記①②④について、全ての構成員が該当するものであること。

イ　その他の申請条件

・申請法人等は、他の申請グループの構成団体となることはできません。

 ・同時に複数の申請グループにおいて、申請グループの構成団体となることはできません。

 ・公募設置等計画等の提出期限経過後は、代表構成団体及び申請グループの構成団体の変更は認めません。

### （２）申請手続

ア　公募設置等指針の公表

①公表期間

令和３年７月15日（木）～令和３年10月20日（水）午後５時まで

②公表場所

下記の大阪府都市整備部都市計画室公園課のホームページからダウンロードしてください。窓口での配付は行いません。

ＵＲＬ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/koen/shiteikanri/index.html>

※既存施設等の関係図書については、公園を所管する土木事務所にて閲覧することができます。閲覧に当たっては、大阪府鳳土木事務所都市みどり課あて、電話にてお申込みください。

イ　事前説明会

①受付

　説明会への参加申込みについては、令和３年７月15日（木）から令和３年７月28日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後５時まで。）の間に、「事前説明会参加申込書」により、電子メールでお申込みください（電子メール送信後、必ず担当まで電話で到着確認をしてください。）。

　　申込み先　大阪府鳳土木事務所都市みどり課

電子メールアドレス　otoridoboku-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp

電話 072-273-0123（代表）

※口頭、電話、ファクシミリ及び郵送による申込みはお受けできません。

※参加に当たっては、会場の都合により、１団体２名以内でお願いします。

　　※来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※集合場所で概要説明を行った後、園内をご案内しますので、途中参加はお受けできない場合があります。

②開催日時等

開催日時　令和３年７月29日（木）午前10時から　２時間程度

集合場所　住吉公園　集会所

ウ　質疑

①受付

　質疑がある場合は令和３年７月15日（木）から令和３年８月６日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後５時まで。）に、必ず、「質問書」により、電子メールでお申込みください（電子メール送信後、必ず担当まで電話で到着確認をしてください。）。

提出先　大阪府鳳土木事務所都市みどり課

電子メールアドレス　otoridoboku-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp

電話 072-273-0123（代表）

※口頭、電話、ファクシミリ及び郵送による申込みはお受けできません。

　②質疑に対する回答

質疑に対する回答は、「質問書」を受付後、適宜、府のホームページで公表する予定です。

最終の回答は、令和３年８月20日（金）までに行う予定です。

ＵＲＬ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/koen/shiteikanri/index.html>

※質問の内容によっては、複数回に分けて回答する場合がありますのでご了承ください。

※申請に関係が無いと思われる質問等、質問内容によってはお答えできない場合があります。

エ　公募設置等計画等の提出

①提出期限

　令和３年10月14日（木）から令和３年10月20日（水）まで

受付時間は、午前10時から正午まで及び午後１時30分から午後５時まで

※ただし土曜日及び日曜日は書類の受付をいたしません。

※提出期限を経過した後は、書類の受付をいたしません。また、提出期限を経過した後の書類の変更及び追加は認めません。

②提出場所

　大阪府都市整備部都市計画室分室

　（大阪市中央区大手前三丁目２番12号　大阪府庁別館２階）

※申請に当たっては、前日までに大阪府都市整備部都市計画室公園課へ連絡の上、当日、提出書類は必ず持参してください。

　③その他

　　公募設置等計画等の提出後に辞退する場合には、「辞退届（様式は任意）」を提出してください。

オ　提出書類作成上の注意点

 　①一般事項

・公募設置等計画等の提出は、１申請者につき１提案とします。

・関係法令及び条例を遵守し、かつ本公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで、提出書類を作成してください。

・提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は申請者の負担とします。

・必要に応じて、提出書類一覧に記載以外の書類の提出を求める場合があります。

・書類は、正本・副本の２部と、抜粋版（様式第４号、様式第６号、様式第７号、様式第８号、様式第９号、様式第10号１、様式第10号２）の５部を提出してください。

・申請者名の記載は正本のみとし、副本及び抜粋版には記載しないとともに、他に申請者名の表示があれば黒塗りする等により、申請者が推測できる記載は行わないこととしてください。

②公募設置等計画提出書、誓約書、委任状等（様式第１号～５号）

・Ａ４判縦、白黒片面印刷として提出してください。

③公募設置等計画（様式第６号～11号）

・Ａ４判縦、片面印刷、左２点綴じとし、頁数を付して提出してください。書体はＭＳ明朝、10.5ポイントを標準としてください。ただし、イメージパース及び各図面、収支計画については、Ａ３折込みとしてください。

・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて、図、表、写真、スケッチ等を適宜使用してください。

・様式第６号～10号については、申請者名（グループ名）の記載は禁止いたします（表紙や資料のヘッダー部分を含む。）。正本・副本・抜粋版に、申請者名（グループ名）が記載されている場合は、受付できません（受付後に申請者名が記載されていることが判明した場合は、当該項目についての採点は行いません。）。

・技術上のノウハウ等で大阪府情報公開条例第８条に規定する非公開部分に該当すると考えられるところについては、二重下線を引いた上で提出してください。ただし、府として公開すべきと判断した場合には公開することがあります。

大阪府情報公開条例参照ホームページＵＲＬ：http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki\_honbun/k201RG00000008.html

④電子データ

・提出書類一式の電子データ（ＣＤ－Ｒ等）を２部提出してください。

・電子データについては、様式と同じソフト（ワード、エクセル等）で作成してください。

・直近３事業年度の事業報告書等、様式を定めていないものについては、ＰＤＦ形式でも提出可能です。

⑤提出書類一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 提出部数 |
| 正 | 副 |
| １．公募設置等計画等提出書 |  |  |  |
| （１）公募設置等計画等提出書 | 様式第１号 | １部 | １部 |
| 　（２）誓約書 | 様式第２号 | １部 | １部 |
| 　（３）委任状 | 様式第３号 | １部 | １部 |
| ２．法人等の概要を示す書類 |  |  |  |
| 　（１）定款、寄附行為又はこれに準ずるもの |  | １部 | １部 |
| 　（２）登記事項証明書 |  | １部 | １部 |
| 　（３）役員又は代表者若しくは管理人その他これらに準ずる者の名簿及び履歴書 |  | １部 | １部 |
| 　（４）法人等の事業の概要を記載した書類 |  | １部 | １部 |
| 　（５）組織及び運営に関する事項を記載した書類（本社及び事業所所在地、設立年月日、沿革、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売上高等を記載した書類） |  | １部 | １部 |
| （６）直近３事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。） |  | １部 | １部 |
| （７）最新の事業計画書及び収支予算書 |  | １部 | １部 |
| （８）財務状況表（直近３年間） | 様式第４号 | １部 | １部 |
| ３．納税証明書 |  |  |  |
| （１）府税（全税目）に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書 |  | １部 | １部 |
| （２）直近３事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 |  | １部 | １部 |
| ４．実績を証する書類 |  |  |  |
| （１）飲食店の経営実績を証する書類 | 様式第５号 | １部 | １部 |
| ５．公募設置等計画 |  |  |  |
| 表紙（１）事業の概要 ○事業の実施方針①事業運営の基本的考え方②公園全体及び地域との連携の方針○事業の実施体制①事業の実施体制②リスクと対応方針 | 様式第６号様式第７号 | １部 | １部 |
| （２）公募対象公園施設、特定公園施設の整備計画①共通事項②公募対象公園施設③特定公園施設 | 様式第８号 | １部 | １部 |
| （３）公募対象公園施設、特定公園施設の管理運営計画　①共通事項　②公募対象公園施設　③特定公園施設　③住吉公園全体の魅力向上や地域との連携に関する取組 | 様式第９号 | １部 | １部 |
| （４）各公園施設における投資計画及び収支計画 ①投資計画②収支計画 | 様式第10号１様式第10号２ | １部 | １部 |
| （５）公募対象公園施設の設置許可使用料の提案額 | 様式第11号 | １部 | １部 |

カ　問合せ先

・住吉公園に関すること

　　大阪府堺市西区鳳東町４丁390-１

　　大阪府鳳土木事務所都市みどり課

TEL：072-273-0123（代表）

E-mail：otoridoboku-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp

・公募設置等指針に関すること

大阪府大阪市中央区大手前３丁目２番12号　大阪府庁別館３階

大阪府都市整備部都市計画室公園課公園活性化グループ

TEL：06-6944-6795

E-mail：koen-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp

### （３）公募設置等計画等の評価、設置等予定者候補の選定、設置等予定者の決定

ア 審査方法

設置等予定者候補の選定は、府が法第５条の４第１項に基づき、全ての公募設置等計画の審査を行ったうえで、その審査を通過した計画について法第５条の４第２項に基づいて評価を行う２段階で実施します。

第１次審査では、公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること、公募対象公園施設の設置が法第５条第２項各号のいずれかに該当するものであること、公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査します。

府による第１次審査の結果、これらの条件を満たしていないと考えられる場合は、府の意見を付して、大阪府都市公園施設設置者選定委員会（以下「選定委員会」という。）へ送付します。

なお、誤字、脱字など、内容の変更を伴わない明らかな瑕疵と府が認めたものや、添付資料漏れ・記載漏れ・計算誤り・余事記載等の内容への影響が軽微なもので、府が補正要求を行ったものについては、公募設置等計画の一部差し替え又は正誤表による修正を認めます。ただし、府が定めた期限内に再提出してください。

第２次審査では、第１次審査を通過した全ての公募設置等計画について、選定委員会において評価を行います。

イ 選定委員会

公募設置等計画の審査は、選定委員会が行います。選定委員会は、申請者から提出された公募設置等計画等について評価基準に基づき審査を行い、設置等予定者候補を選定します。

　ウ　提案があった事業計画等の説明（プレゼンテーション・ヒアリング）

選定委員会において、提案があった事業計画に関するプレゼンテーション及び申請者からのヒアリングの機会を設ける予定です。この場合､事前に選定委員会に出席を求める旨、申請者に通知します。

なお、説明を求める内容は、提案内容全般に渡りますので、申請者を代表して説明や意見を述べられる方に説明をお願いします。ただし、技術的な事項について説明を求めることもありますので、申請された法人等に属する技術者等の同席は構いません（人数制限を行う場合があります）。

※事業計画等の審査は匿名で行うため、説明に当たっては、申請者名（グループ名）を述べたり推測できるような説明をしないでください。

また、申請者名（グループ名）が分かるような企業の社章の着用等もしないでください。

　　　申請者名（グループ名）が判明した場合には、影響する項目についての審査が困難となる場合がありますので、ご注意願います。

※プレゼンテーションによる説明及び資料は、提出した申請書類の範囲内としてください。

また、公募設置等計画等の提出書類について、不明な点がある場合は、申請者に対して、回答を求めることがあります。

エ　選定委員会の委員等への接触の禁止等

申請法人又は申請グループの全ての構成団体について、設置等予定者の決定までに、選定委員会の委員、本事業に従事する府職員に対して、本事業提案について接触することは禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。また、公募設置等指針公表日から設置等予定者決定通知日まで、提案内容や審査内容等に関する問合せにはお答えできません。

オ　評価基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 大項目 | 中項目 | 評価の視点 | 様式※ | 配点 |
| 事業の実施方針 | 事業運営の基本的考え方 | ・住吉公園の特性を踏まえ、公園の魅力向上と公園利用者の利便性向上に繋がる考え方となっているか | 様式第７号 | ５ |
| 公園全体及び地域との連携の方針 | ・公園全体の魅力向上や地域との連携に関する方針は適切か・指定管理者による公園全体の管理運営やイベント等との連携方針は適切か | 様式第７号 |
| 事業の実施体制 | 事業の実施基盤 | ・構成団体の財務体質は健全か | 様式第４号 | 20 |
| 事業の実施体制 | ・各法人等の役割分担が適切であり、十分な業務実績を有しているか・職員等の配置、能力が適格であり、適切な実施体制が確保されているか・緊急時における適切な実施体制が確保されているか | 様式第７号 |
| リスクと対応方針 | ・社会情勢の変化等の不測の事態発生時のリスク管理等の計画は適切か | 様式第７号 |
| 資金調達計画及び収支計画 | ・確実性のある資金調達計画となっているか・収支計画は、施設整備及び管理運営計画と整合性があり、実現性の高いものとなっているか | 様式第10号 |
| 施設の整備計画 | 公募対象公園施設、特定公園施設の整備計画 | ・施設整備の基本的な考え方、施設の配置、デザイン、設計等が住吉公園の目標像に合致しており、魅力向上や利便性の向上に寄与するものであるか・施設（建物、外構、看板等）の配置やデザインが魅力的な景観形成に資するものであるか・バリアフリー、ユニバーサルデザインに対応した施設となっているか・安全性・防犯性への配慮は適切か・動線や他の公園施設との連携への配慮は適切か・施設整備の工程は適切か・ＩＣＴ等新技術を活用した提案が優れているか・公園利用者の利便性がより一層向上する特定公園施設の提案が優れているか | 様式第８号 | 30 |
| 施設の管理運営計画 | 公募対象公園施設、特定公園施設の管理運営計画 | ・公園の魅力向上や利用者サービスの向上に寄与する管理運営計画となっているか・公園利用者と地域住民の安全・安心に配慮した管理運営計画となっているか・公園指定管理者と連携した取組の提案が優れているか・災害時の危機管理に対応した管理運営が可能な計画となっているか・持続的に運営可能な計画となっているか・ホスピタリティのあるサービスが確保されているか。・高齢者、子供連れ、障がい者及び要介護者の方々の利用への配慮は適切か・周辺の環境への配慮は適切か・円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制が確保されているか・利用しやすく、安全・安心に配慮した施設の管理方法となっているか・住吉公園全体の魅力向上や地域との連携に関する提案が優れているか | 様式第９号 | 25 |
| 公園事業への貢献 | 設置許可使用料 | ・公募対象公園施設の設置許可使用料の提案額で評価 | 様式第11号 | 20 |
| 合計 |  | 100 |

※提出書類のうち関係する様式

カ　設置等予定者候補の選定

選定委員会は、公募設置等計画の提出者の中で、最高得点を得た物を設置等予定者候補として、２番目に高い得点を得た者を次点として選定します。なお、審査の結果、「公園事業への貢献」への配点を除く80点中、40点に満たない場合は失格となります。

選定後、選定委員会は選定結果の内容を府に答申します。

キ　設置等予定者の決定

府は、選定委員会の答申を受けて設置等予定者を決定します。設置等予定者については、次点を決定する場合、該当者なしとする場合もあります。

ク　結果の通知

決定結果は速やかに全ての申請者に対して文書にて通知することとし、電話等による問合せには応じません。また、決定結果については、府ホームページへの掲載等により、以下の内容を公表する予定です。

・設置等予定者として選定された申請者の名称

・選定委員会における講評

・設置等予定者の提案の概要

・各申請者の評価点

・その他

 　※選定委員会が担う全ての選定作業が終了した時点で以下について公表します。

　　・選定員会委員の氏名

　　・委員選定の考え方

### （４）公募設置等計画の認定

府は、設置等予定者を決定し、その結果を通知した後、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定し、これ以降、設置等予定者は認定計画提出者になります。

認定に当たっては、審査時に上がった選定委員会の意見等を踏まえ、必要に応じ、府と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。

なお、公募設置等計画が認定された場合でも、提出された計画の内容全てが必ず実施できることを担保するものではありません。認定後、設計協議を進める中で、関係者等との協議が調わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

### （５）認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施したうえで、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は府と協議のうえ、認定公募設置等計画の変更の申請を行う必要があります。

変更に当たっては、法第５条の６第２項第１号及び第２号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

### （６）認定公募設置等計画の取消し

認定計画提出者又は公募設置等計画について、「第２章　事業の実施条件等」に定める事項の不履行、法令違反、又は詐欺その他不正な手段により認定を受けていたと府が認めた場合、認定公募設置等計画及び設置許可の取消しを行うことがあります。

また、認定公募設置等計画に基づく事業の実施状況について、毎年、事業報告書を提出していただきます。府はこの事業報告書を基に、公募対象公園施設の整備・管理運営が、認定公募設置等計画に従って適正に行われているか確認を行い、適正に行われていないと判断される場合は、認定計画提出者に是正を求めます。事業の是正要求に対して、改善が見られない場合は、認定公募設置等計画及び設置許可の取消しを行うことがあります。

### （７）基本協定の締結等

府と認定計画提出者の間で、下記の手続等を行います。

ア　基本協定の締結

公募設置等計画の認定後、府と認定計画提出者との間で事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた基本協定書を締結します。

※基本協定書（案）の内容は、資料３を参照してください。

イ　公募対象公園施設の設置許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設の工事着手までに、府に対して法第５条第１項に基づく公園施設の設置許可を受け、認定計画提出者の負担において、公募対象公園施設を整備し、維持管理及び運営を行っていただきます。

設置許可期間（更新期間も含む。）には、公募対象公園施設の整備及び撤去に係る期間を含むものとします。また、工事期間中に工事エリアとして、設置許可を受けた範囲以外の占用が必要な場合は、事前に占用許可を受け、占用許可使用料を支払っていただきます。

認定計画提出者は、設置許可に係る権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはなりません。

なお、認定計画提出者の設置・所有する施設は、認定計画提出者の負担により、認定期間終了時までに撤去し、施設を設置する前の状態に原状回復してください。この場合、認定計画提出者は、一切の補償を府に請求することはできません。ただし、認定計画提出者が設置・所有する施設の全部又は一部を府に寄付することを申し出た場合で、府が寄付の受け入れを承認した場合には、施設を存置することができます。

　ウ　保証金の納付

認定計画提出者は、本事業から生じる全ての債務の担保として、認定計画提出者が設置する施設等の撤去・処分費用相当する額を、府に保証金として預託していただきます。保証金の納入時期や納入額の算定方法については、別途府と協議したうえで決定することとします。

保証金は、公園施設設置許可期間中、府が無利息で預かり、設置許可期間（更新後の期間も含む。）が満了又は解除に際し、認定計画提出者による原状回復が完了した後、未払い等の債務があれば、その弁済に保証金を充当し、残額を返還します。

【保証金の算出方法】

認定計画提出者が設置する建築物の延べ床面積×α　＋　認定計画提出者が所有する屋外（建築物以外）公園施設の設置許可面積×β

α：23,000円／ｍ２　　β：1,000円／ｍ２

　エ　施設賠償保険への加入

　　施設の設置瑕疵・管理瑕疵による事故等に対応するため、認定計画提出者は、施設賠償保険に加入してください。また、保険証書の写しを提出してください。

### （８）リスク分担等

ア リスク分担

公募対象公園施設の建設・管理運営における主なリスクについては、下表の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、府と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 段階 | 種類 | 内容 | 負担者 |
| 認定計画提出者 | 府 |
| 共通 | 法令・条例等の変更 | 管理業務に影響のある法令・条例等の変更 | ○ |  |
| 金利 | 金利の変動 | ○ |  |
| 資金調達 | 必要な資金確保 | ○ |  |
| 利用者、周辺地域及び住民への対応 | 公園利用者及び地域住民等からの苦情等対応地域との協調 | ○ |  |
| 安全性の確保 | 管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。） | ○ |  |
| 第三者賠償 | 維持管理・運営管理において第三者に損害を与えた場合 | ○ |  |
| 事業の中止・延期 | 府の責任による遅延・中止 | 協議事項 |
| 事業者の責任による遅延・中止 | ○ |  |
| 事業者の事業放棄・破綻 | ○ |  |
| 応募段階 | 応募コスト | 応募コストの負担 | ○ |  |
| 資金調達 | 必要な資金の確保 | ○ |  |
| 整備段階 | 整備コスト | 整備コストの負担、引継ぎコストの負担 | ○ |  |
| 資金調達 | 必要な資金の確保 | ○ |  |
| 第三者賠償 | 整備において第三者に損害を与えた場合 | ○ |  |
| 維持管理・運営管理段階 | 物価 | 物価変動 | ○ |  |
| 維持補修等 | 公募対象公園施設の補修・修繕 | ○ |  |
| 施設・設備等の保守点検（法定点検及び日常の修繕含む。） | ○ |  |
| 事故・火災による施設・設備等の補修・修繕 | ○ |  |
| 天災その他不可抗力による施設躯体、設備等の損壊復旧 | ○ |  |
| 天災他不可抗力による事業中止等 | 大規模な災害等による事業中止等 | 協議事項 |
| 市場環境の変化 | 利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振 | ○ |  |

イ　損害賠償責任

認定計画提出者は、公募対象公園施設の建設・管理運営に当たり、認定計画提出者の故意又は過失により、府又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、府又は第三者に賠償するものとします。

また、府は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

### （９）事業評価

　認定計画提出者による事業の実施状況について、府は原則、毎年度、事業評価を行います。事業評価項目としては、次のものを予定しています。

　・認定公募設置等計画及び協定の締結内容に則して、公募対象公園施設の整備・管理運営が行われたか。

　・各施設の管理運営が適切に行われ、公園の魅力向上や利用者の利便性向上に寄与したか。

　・騒音、悪臭の防止等、周辺の生活環境について十分配慮されていたか。

　・公園指定管理者及びその他の関係機関との連携が適切に行われたか。

　・その他、府が必要とする事項

### （10）事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、法第５条の８に基づき、府の承認により別の民間事業者に事業を承継するか、事業から撤退する時点で、公募対象公園施設を府に無償譲渡していただく必要があります。

### （11）事業内容の変更

　認定計画提出者が、認定公募設置等計画における事業内容を変更する必要がある場合は、府と協議したうえで、変更内容が公募設置等指針で定めた内容に合致しており、かつ変更がやむを得ないと判断できる場合、又は変更した方が利用者サービスの向上や公園の魅力向上に寄与すると判断できる場合に限り、府の承認を得て、事業内容を変更できることとします。

ただし、事業開始後の変更は、原則として設置許可の更新時とし、変更の承認は、外部有識者の意見を聴いたうえで行うこととします。

# 第３章　その他の条件等

## １．国有地に関する条件

住吉公園の土地の大半は、国有地であり、府が国から土地を借り受け、府営公園として開設しています。

そのため、住吉公園において、新規施設を設置する場合には、府は、国（近畿財務局）から承認を受ける必要があります。

また、国又は公共団体において、当該国有地を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じた場合には、国有財産法（昭和23年法律第73号）第24条第１項の規定に基づき、国と府とが締結した国有財産無償貸付契約書の全部又は一部が解除されることがあります。

国有財産無償貸付契約書の全部又は一部が解除される場合には、府は設置許可を取り消すことがあります。

## ２．工事中の条件

①施設の施工に当たり、府及び公園指定管理者との円滑な協議が可能な管理体制としてください。

②工事期間中の公園利用者の安全や周辺環境に配慮した提案としてください。

③工事中の音、振動等については、周辺に配慮してください。

④公募範囲及びその周辺には上下水道管、電気等の埋設物があるため、これらの保護に配慮して施工してください。また、工事着手前に想定できなかった地中障害物等を施工途中に発見した場合は府に連絡し、承諾を得て施工してください。

⑤本事業に関連して、事業区域内において、府又は公園指定管理者が公園施設の整備に係る工事を行う場合があります。その場合は、設計段階、施工段階において、関係者と綿密な調整を行ってください。

⑥認定計画提出者が設置する施設の設置許可、占用許可、確認申請等の必要な手続に要する期間も考慮したスケジュール管理をしてください。

## ３．法規制等

法、条例、大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）等の規制に関する条例、大阪市都市景観条例等の関係法令、大阪府財務規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の行政関連法規、労働基準法（昭和20年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法規、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）、その他の関係法令・通知等を遵守してください。

事業の実施に当たり、必要な許認可の取得や手続については、認定計画提出者の負担により実施してください。

**別添資料**

　資料１　公募対象範囲図

資料２　住吉公園　来園者数、施設別利用者数一覧

資料３　基本協定書（案）

**申請書類（様式等）**

①　公募設置等計画等提出書（様式第１号）

②　誓約書（様式第２号）

③　委任状（様式第３号）

④　法人等の概要を示す書類（財務状況表（直近３年間）のみ（様式第４号））

⑤　飲食店の経営実績を証する書類（様式第５号）

⑥　公募設置等計画　表紙（様式第６号）

⑦　　〃　　　　　（１）事業の概要（様式第７号）

⑧　　〃　　　　　（２）公募対象公園施設、特定公園施設の整備計画（様式第８号）

⑨　　〃　　　　　（３）公募対象公園施設、特定公園施設の管理運営計画（様式第９号）

⑩　　〃　　　　　（４）各公園施設における投資計画及び収支計画（様式第10号１、

様式第10号２）

⑪　　〃　　　　　（５）公募対象公園施設の設置許可使用料の提案額（様式第11号）

**参考資料**

・府営公園マスタープラン

　・住吉公園マネジメントプラン（案）

　・府営公園管理要領

　・住吉公園管理マニュアル

　・住吉公園の概要